

## サークルPAL 規約

(名称)

第1条 本サークルの名称は「サークルPAL」（以下「サークル」という）という。

(運営)

第2条 サークルの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は特定非営利活動法人アスレチッククラブ町田（以下「AC町田」という）が行う。サークルまたはAC町田が、別途サークルに関して定めるガイドライン、その他の利用上の告知等は、本規約の一部を構成する。

(施設)

第3条 サークルは特定非営利活動法人成瀬会館が運営する「成瀬会館」東京都町田市成瀬4-13-7（以下「施設」という）を主に利用する。

(目的)

第4条 サークルはAC町田の定款第3条第3項、4項、5項の定める「学術、文化又はスポーツの振興を図る活動、子供の健全育成を図る活動、まちづくりの推進を図る活動」として位置付け、子ども達からシニアまで地域の住民が集い、スポーツや文化を体験しながら体力や知識の向上を目指し、地域・児童の安全を見守りながら地域活性化の一助となることを目的とする。

(入会資格)

第5条 サークルに入会できる方は、第5条第①項のとおり。

2. 各事業に定められた資格に該当し、サークルの趣旨に賛同し本規約を承諾した方。（以下「会員」という）
3. 暴力団構成員等の反社会的勢力、並びに会員の活動に支障を来す可能性がある方、その他サークルが不適当と認める方は、入会資格を認めない。

(会員種類)

第6条 サークルの会員種類及び各要件は別に定める通り。

(入会手続き)

第7条 サークルに入会する方は所定の入会手続きを行い、サークルの承認を得た上、定める会費・入会諸費用を支払うものとする。また、必要により医師の健康証明書の提出を求める場合がある。

2. 入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとる。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第13条、第14条、第15条及び第16条に定める責任及び危険負担とサークルの免責につき同意するものとする。
3. 会員は、サークルに対し、食物・薬・動植物等のアレルギー、病気及び障害の有無並びに内容について事前に書面にて申告するものとし、申告しなかったことによるトラブルや損害等については、サ

ークル及びAC 町田は、一切の責任を免れるものとする。

#### (会費)

第8条 会費額は、別に定める通り。

2. 会費の納入は自動引落にて行なう。自動引落の申込書は、入会時に速やかに提出するものとする。
3. 自動引落の手続き完了までは振込にて納入する事とする。
4. 会費の納入は、毎月27日(休日の場合は、翌営業日(平日))に、その翌月分の納入を行う。既に納入した会費は、会員がその資格を喪失しても返還しない。
5. 会費の管理は、事務局が行う。
6. 経済変動に伴い各種料金を変更することがある。
7. イベント等現金にて会費を支払うことがある。

#### (資格停止及び除名)

第9条 サークルは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができる。

- ① サークルの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入すること。)
- ② サークルの施設を故意に毀損したとき。
- ③ 本規約、その他サークルが定める規則に違反したとき。
- ④ サークル及びAC 町田の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- ⑤ 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- ⑥ 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- ⑦ 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- ⑧ 集団生活にあたり他の会員に著しい支障を及ぼすとサークルが判断したとき。
- ⑨ その他サークルが、社会通念に照らし、サークルの会員としてふさわしくないと認めたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、別に定める各種変更届をサークルへ提出し、任意に退会することができる。

2. 退会は、毎月10日までに各種変更届を提出し、翌月から有効とする。

#### (休会)

第11条 会員は、別に定める各種変更届をサークルへ提出し、任意に休会することができる。

2. 休会は、毎月10日までに各種変更届を提出し、翌月から有効とする。ただし怪我の場合はその限りではない。
3. 休会中は所定の月会費納入は不要とする。
4. 休会は最大2ヶ月間とする。

#### (施設の利用制限等)

第12条 サークルは、次の事由によりサークルの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができるものとし、これに対する補償、返金、その他の責任を負わないものとする。

- ① 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等でサークルの業務遂行に支障があるとき。
- ② 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- ③ 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- ④ 施設の年間スケジュールに変更が生じたとき。
- ⑤ その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

#### (責任事項)

- 第13条 会員は、自己の責任においてサービスを利用するものとし、そのサービスを利用してなされた一切の行為（会員の利用また第三者の利用や行為を含みます。以下同様）とその結果について、サークルまたはAC町田の責任に帰すべき事由を除き、一切の責任を負うものとし、
2. 会員はサービスの利用に伴い、第三者からの問合せ、クレームが通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理し、解決するものとする。
  3. 会員は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、直接当該第三者へその旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理するものとする。
  4. 会員はサービスの利用によりサークルまたは第三者に対して損害を与えた場合（会員が本規約上の義務を履行しないことにより、第三者またはサークルが損害を被った場合を含む）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。

#### (肖像権)

- 第14条 会員は、会員またはその保護者によるサークル活動中における指導者、会員及び第三者の静止画、動画または音声の録画・録音は、電子メール等に添付して不特定多数へ送信すること、CDやDVDにコピーし配布すること、個人のブログ・ホームページ・SNS等で公開することを禁止するものとする。

#### (個人情報)

- 第15条 サークルは会員の個人情報を適切に取り扱い、以下の目的の際に利用するものとする。
- ① サービスの提供、お申込受付、入会審査等の手続き。
  - ② サービス・イベント・キャンペーン・会費等に関するお知らせ、その他の法人のPR。
  - ③ イベント・キャンペーン等の企画、運営、管理、その他の諸対応。
  - ④ 緊急時のご連絡、お問い合わせ、その他諸対応。
  - ⑤ その他、会員から得た同意の範囲内で利用すること。

#### (事故)

- 第16条 サークルは、事故を未然に防ぐべく、然るべき措置を講ずる。同時に会員並びにその保護者は、各自の判断と責任において、最大の注意を払う。万が一、事故が発生した場合には、サークルは速やかに然るべき処置を行う。またその責任は、(保険)第19条の範囲内とする。
2. 事故を未然に防ぐ為、サークル活動終了後は速やかに帰宅し、施設に残らない。
  3. サークル時間外での事故・怪我については、保険の適用はされないものとする。

(負傷時の処置)

第17条 会員がサークル活動中に怪我をした場合にはサークルにて応急処置を施す。但し、その後の治療、入院、通院等については各家庭で責任をもって行うものとし、サークル及びAC町田は責任を負わないものとする。

(紛失、盗難)

第18条 会員個人の持ち物は各自の管理下で行うこととし、万が一、盗難、紛失があった場合にはサークル及びAC町田は一切その責任を負わないものとする。

(保険)

第19条 会員のサークル活動時または施設往路における傷害については全て、AC町田が加入している保険で対応する。

2. 会員の保険料は、4月～12月入会の場合は、1,500円とし、1月～3月入会の場合1,000円とする。入会時並びに毎年度初めに納入すること。
3. 手続きは、AC町田が代行する。

(改廃)

第20条 本規約の改廃は、AC町田総会にて審議を行う。

2. 前項により改廃が発生した場合、速やかに会員、保護者の全てに報告する。

(その他)

第21条 本規約に記載のない事項が発生した場合、AC町田総会にて審議する。

(準拠法、裁判管轄)

第22条 会員とサークルまたはAC町田との間で紛争が生じた場合には、会員とサークルまたはAC町田とで誠意をもって協議するものとする。

2. 本規約の準拠法は日本法とする。また、サービスまたは本規約に関連してサークルまたはAC町田と会員との間で生じた紛争については、町田簡易裁判所または東京地方裁判所立川支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(付則)

第23条 本規約は2020年8月1日より施行する